

- **厳しい財政事情**を踏まえ、共同処理施設の敷地は**既存の市有地を活用し、不足分について新たな用地を確保**する。
- **公平性・透明性**の確保を念頭に、組合事業に係る負担割合及び財産の取扱いを決定する。

I 共同処理施設の建設用地について



- 各種法令に基づく緑化面積や雨水貯留機能の他、日影規制等の影響を考慮し、敷地北側、西側に十分な空地を設ける。
- 現在、両市ともに敷地外に搬入搬出車両が滞留している実情を踏まえ、**敷地内に十分な動線を確保する計画とする。**

II 負担割合の考え方

区分	対象予算科目 (案)	負担区分	算出基礎
組合設立の日から ごみ処理施設の 供用開始の前日までの 経費	議会費・総務費	均等割	-
	衛生費・公債費 予備費	人口割	当該会計年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数
ごみ処理施設の 供用開始の日以後の 経費	議会費・総務費	均等割	-
	衛生費・公債費 予備費	搬入量割	新ごみ共同処理施設に搬入された前々年度の実績

- **用地取得費**については、**均等割**とする。

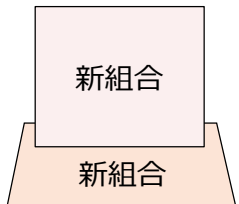
※ 令和元年10月1日現在の人口割合 朝霞市 63% (141,366人) / 和光市 37% (83,713人)
 ※ 平成30年度における総搬入量割合 朝霞市 63% (36,061 t) / 和光市 37% (21,396 t)

III 保有財産の清算方法 (組合化する財産の取扱い)

1 組合財産の考え方

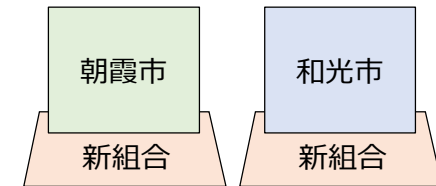
- (1) **新規取得財産** (新たに取得もしくは整備する財産)

区分	所有者	面積
土地	新組合	組合が負担割合に基づき、拡張用地を取得する。
建物	新組合	組合が負担割合に基づき、整備・維持管理・運営を行う。



- (2) **保有財産** (現在各市が所有するごみ処理に係る財産)

区分	所有者	面積
土地	新組合	次項以降の考えにより各市で清算する。
建物	各市	用途廃止まで各市で所有・管理



※ 解体事業については交付金の活用を念頭に、組合事業としての実施を想定する。(各市負担とする)

2 清算対象財産

所有者	財産名称	所在	対象面積
朝霞市	朝霞市クリーンセンター	朝霞市大字浜崎字新河岸川通390-45	測量を実施したのちに確定する。
和光市	和光市清掃センター	和光市下新倉6-17-1	
	和光市旧焼却場 ※ 道水路を含む	和光市新倉8-17-25他	

3 清算時期

- 清算対象財産の一部に、現在供用している市道・水路を含むことから、用地買収の目途がつく**令和5年度**に用途廃止の手続き(和光市議会の議決)を行い、その他の財産と一括して清算する。
- **市道・水路**の用途廃止に伴う**機能補償**として、周辺の土地利用に配慮した上で、**道水路の付け替えを行うものとする。**

4 清算方法

- 保有財産については、**均等割**の考え方で両市が**無償で新組合へ譲渡**することを基本とし、測量を実施の上で清算の必要がある場合には別途協議を行うものとする。